

諮問日：平成30年11月28日（平成30年度（最情）諮問第59号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第8号）

件名：特定の不服申立書について民事局が処理・処分を行うことの基となる規定類の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年10月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件の開示申出は、規定類の開示を求めたものであり、規定の中に職員の個人情報が含まれるとは考えられない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、特定の個人が特定の日付で最高裁判所に提出した不服申立書を民事局で処理・処分を行うことの基となる規定類全てであるところ、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の個人が特定の日付で最高裁判所に不服申立書を提出したという事実の有無が公になり、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月22日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の個人が特定の日付で最高裁判所に不服申立書を提出したという事実の有無が公になると説明する。本件の開示申出書及び苦情申出書の記載内容に照らせば、本件開示申出に係る不服申立書は、特定の個人が特定の日付で最高裁判所に提出した不服申立書を指すものと解されるから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにより、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

特定の不服申立書について，最高裁判所の民事局で処理・処分を行うことの基となる規定類全て